

---

# 国際裁判による領域紛争の解決

## 最近の国際司法裁判所の判例の動向

酒井 啓亘  
Sakai Hironobu

---

### はじめに

国家間の対立を国際裁判やそれに類する第三者機関の裁定で解決するということは、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続などのような限られた分野を除けば、それほど頻繁に行なわれることではないように思われるかもしれない。ましてや、国家主権の行使範囲の画定・規律に関係し、それゆえ国家にとっては重大な利益にかかわる国家領域や国境画定をめぐる紛争が国際裁判に付託されるということは、さらにまれであるはずである。

もっとも、国際司法裁判所（ICJ）は最近10年で領域紛争や国境線の画定問題に関する判決を7件出しており、2013年8月19日現在でなお4件（うち2件は併合審理）の事件が係属している<sup>(1)</sup>。その間にICJに係属した争訟事件が30件ほどあることも考えれば、意外に領域問題がICJに付託されており、現実には国際裁判で領域紛争が解決されることはそれほど珍しいわけではないようにもみえる。

それでは、上記のような性質を有する領域紛争や国境画定紛争がいかにして国際裁判で取り上げられ解決されるのであろうか。本稿では、最近のICJの判例を手がかりに、島を含む領土に関する領域紛争や陸地の国境画定紛争が国際裁判でどのように解決されているのかを概観し、その特徴を指摘することにした。

### 1 領域紛争の解決手段としての国際裁判の利用

#### (1) 国際裁判への付託条件

##### ① 領域にかかる「紛争」の存在

国際裁判による「紛争（dispute）」の解決が可能であるためには、当事国間で提起されている争点が裁判に適するほど具体化されていることを要する。この点につき常設国際司法裁判所（PCIJ）は、「紛争」とは、二当事国間の「法または事実の点に関する不一致」であり、「法の見解または利益の衝突」であるとし（マヴロマティス・パレスタイン特許事件判決参照。P.C.I.J. Series A, No. 2, p. 11）、この定義がICJでも繰り返し引用されてきた（インド領通行権事件本案判決 [I.C.J. Reports 1960, p. 34] やエルサルバドルとホンジュラスの間の領土・島及び海洋境界紛争事件判決 [I.C.J. Reports 1992, p. 555, para. 326] などを参照）。国際裁判に当事国が合意して付託する場合には、すでに「紛争」の存在を前提としている以上、「紛争」の存否は、通常、問題とはならない<sup>(2)</sup>。他方、ICJへの一方的付託の場合は、請求のなかで提訴国が自

国に有利となるように紛争主題を構成してその具体的な内容を定めるため、当該提訴国が圧倒的に有利となる。相手国はこれに対して、「紛争」の不存在などの妨訴抗弁を提起していくことになる。

裁判ではあらゆる見解の対立が「紛争」として認められるわけではない。実際にも、言いがかりのような主張で「紛争」が惹起するわけではなく、関係国間に国際法上の「紛争」が存在するにはそれぞれの主張に一定の正当性が必要であるとの意見もある<sup>(3)</sup>。ICJも、領土・海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）先決的抗弁判決において、一部の群島に関する主権問題は1928年の両国間の条約によりすでに解決済みであるとして、当該群島をめぐるは両国間に紛争が存在しないと判示しており（*I.C.J. Reports 2007*, pp. 860–861, paras. 86–90）、一定の場合には関係国による「紛争」存在の主張にかかわらず、両国間に「紛争」が存在しないことを認めていることは明らかであろう。ただ、関係国の主張に一定の正当性があるかどうかを判断するのは、問題が国際裁判に付託された場合であれば、付託先の裁判所なのであり、その主張に関係する当事国ではない。裁判所は、その司法機能を行って紛争の解決を要請されるのであり、その前提には紛争の存在が必要とされる。そして紛争の存在を客観的に認定するのは、あくまで裁判所なのであり、この点で当事国の主張に裁判所が拘束されることはないのである（国境紛争事件〔ブルキナファソ／ニジェール〕判決参照。*I.C.J. Reports 2013*, p. 1, paras. 48–49）。

領域紛争の場合、現実の問題の領域を実効的に支配している側は、容易には紛争の存在を認めることはなく、領有権をめぐる交渉に率先して応じることも多くはない。領有は問題の地域の永続的支配こそがその目的となるのだから、実際に支配している側が有利な立場にあるからである。したがって相手国からすると、領有問題そのものを「紛争」化させ、両国間で交渉のテーマとするには、当該領有問題以外の別の論点を取引材料として導入することなど別の方策が必要となる。その意味で、関係国間において「紛争」の存在のみならず、その範囲について見解が一致するということが、両国間で交渉を行ない、その過程で論点を整理することによってしか実現しにくい<sup>(4)</sup>。領域問題をICJが扱う事例のほとんどが合意付託であるということにはそうした理由も含まれているのである。

## ② 領域紛争と「裁判可能な」紛争

領土帰属をめぐる領域紛争も国際裁判に取り上げられる「紛争」であるには、「裁判可能な（*justiciable*）紛争」でなければならない。国家間で生じる紛争がすべて国際裁判による解決に適するものとは限らないからである。とりわけ領域紛争は主権にかかわるがゆえに、国家にとっては機微な問題として認識される。そのために、第三者機関たる国際裁判所にその解決を求めることに消極的な態度をとることになっても不思議ではない。

たとえばICJの強制管轄権を諸国がどのように考えているかをみてみよう。2013年8月19日現在、70カ国がICJ規程第36条2項に基づき同裁判所の管轄権を受諾する宣言を行なっているが、そのうち、自国に関係する領域紛争や国境紛争にかかる問題について管轄権を除外する留保を付しているのは8カ国のみである。意外と少ないように感じられるが、自国の国内管轄事項にかかる問題を管轄権から除外する留保を付している諸国も26カ国あること

を考慮すると、選択条項受諾宣言を行なった国のおよそ半分は領域紛争の一方的付託について管轄権を拒否しうると主張できることになる。そもそも ICJ の強制管轄権自体を認めていない諸国が 130 ヶ国近くも存在するというのを考慮すれば、領域や国境線をめぐって他国から紛争の存在を主張される問題を抱える国の多くは、自国の領域にかかる問題につき留保を付したうえで選択条項を受諾するか、ICJ の強制管轄権をまったく認めないという立場に立っていると言えよう<sup>6)</sup>。

ただ、留意したいのは、選択条項受諾宣言において留保を付さなければ領域紛争もまた裁判所の管轄権のもとで判断されうる法律的紛争であるという認識が諸国間で醸成されているという点である。これは、領域の取得が権原 (title) に基づいて主張されてきたためであり、それ自体は権利性をめぐる法的な議論として構成されているからである。

国際裁判の利点のひとつは、「脱政治化」された紛争を法的に解決することにより達成された平和を永続化することである。二当事国間の抗争 (conflicts) には、政治的、経済的、宗教的、民族的その他さまざまな性質の側面が含まれているが、なかでも法的側面に焦点を当ててこれを解決することが裁判所の任務とされる。裁判所に付託される紛争が裁判可能とされる法律的紛争に該当するかどうか、そして該当するとすればそれはいかなる範囲においてかということは、当初の段階では、当該紛争を付託する国が、一方的にまたは合意により主張するが、最終的には裁判所が判断することになる。そうした紛争の定式化の過程において抗争は「脱政治化」されるのであるが、国家の領域主権にかかわる領域紛争の場合、「脱政治化」が可能な条件は現実には限られている。それは、島や岩、周辺部の地域など、わずかな部分の領域をめぐる紛争しか実際の国際裁判の対象とはなっていないことから明らかであろう<sup>6)</sup>。

しかし、さらに重要なのは、「脱政治化」される紛争の範囲を確定する過程において、裁判所は、自らが後に下す判断を関係国が受け入れやすいように、あらかじめ配慮する傾向があるということである。領域問題の「脱政治化」に向けての検討が、関係国の政策的考慮を通じて、そして最終的には裁判所の司法政策に基づいて行なわれることになるのである。

## (2) 国際裁判に影響を及ぼす領域紛争の特徴

それでは、領域紛争が裁判に付託された場合、裁判所はどのような領域紛争の特徴に留意するのであろうか。

### ① 領域及び国境画定の安定性確保

国家領域は国家主権に属地的性格を付与し、国境線はその行使の領域的範囲を限界づける。こうした国家領域を限界づける国境線は、国家間関係の安寧を確実なものにするためにも、いたずらに変更されず、確定的であることがのぞましい (プレア・ヴィヘア寺院事件本案判決参照。I.C.J. Reports 1962, p. 34)。規範的には、「国際法上、実際にかつ長期間にわたり存在する事態を可能な限り変更しないようにすることは十分に確立した原則」だからであり (グリスバダルナ事件仲裁裁定参照。Reports of International Arbitral Awards [R.I.A.A.], Vol. XI, p. 161)、実践的には、領域や国境線の安定性が害されることは関係国間の緊張を高め、場合によっ

では武力衝突のような国際の平和と安全を脅かすような事態にもなりかねないからである。

もっとも、たとえばいったん関係国間で合意されれば国境線の安定性という「基本的な原則」（領土紛争事件〔リビア／チャド〕判決参照。I.C.J. Reports 1994, p. 37, para. 72）が妥当することは確かではあるが、そのような安定性の確保は、厳格な法規則の適用に基づくものというより、現実にはむしろ柔軟な司法政策による対応によって実現が目指されてきた<sup>(7)</sup>。こうしたことは、国際裁判において裁判所に対し以下の点を求めることにつながる。第1に、安定した領域や国境線の存在を確保するため、判決の結果が新たな紛争の原因とならないようにその終局的性質を強調するとともに、具体的な解決が両当事国にとって受け入れ可能なものとなるような内容を含むことである。第2に、そうした実体的判断を実現しうるような環境を整備するため手続上の規律を訴訟過程において行使することである。たとえば、両当事国間で緊張が高まり、国境付近で武力衝突が発生した場合には、ICJが仮保全措置の指示を命じることがあるが、こうした仮保全手続も領域や国境線の安定性を確保する手段として機能する。その本来の目的は紛争主題にかかる当事国の権利の保全であるが、紛争の悪化・拡大の防止も目的に数えられ、衝突前の状況への回復や一定の範囲での軍隊の撤退などが命じられることもあるからである。さらにまた、こうした紛争の悪化・拡大の防止は、回復しがたい侵害の発生を抑制するとともに、事件に関係する証拠の保全のためにも不可欠と考えられてきた<sup>(8)</sup>。

この場合、ICJは、法を適用して領域紛争を解決することが要請されている。ただし、紛争の友好的解決は、国際の平和と安全の維持を主要な目的とする国際連合の司法機関であるICJにとって重要な目的であるが、そうした目的に国際法規則の厳格な適用がいつでも資するかどうかは不確かである。当事国にとって不利な判断を容易には受け入れがたい領域紛争についてはなおさらそうであろう。領域や国境線の安定性が関係国間の平和に直結する以上、そうした平和を達成するために国際法の厳格な適用がどこまで求められるのかが問題となる。このため、紛争解決機能と法適用機能という二重機能を調和させるために裁判所は自らの司法政策を駆使することになるのである<sup>(9)</sup>。

## ② 当事国が提出する証拠の取扱い

ICJの場合、その規程上、当事国が提出する証拠の取扱いに関する手続については広範な裁量を有していると言われているが、裁判所の証拠法規則の一つに、「証明することの負担は原告にかかる（*actori incumbit onus probandi*）」がある。これは、ある事実の存在や法の適用を主張するのであれば当該主張を行なう側がその証明を行なうという証明責任にかかる判例法上確立した規則である<sup>(10)</sup>。

ところで、領域紛争の場合には同一の地域に対して競合する権原や国境線の主張が唱えられるが、提出される証拠の内容によっては事実認定が十分には行なえず、「証明責任に関する規則の体系的な適用を通じた解決を期待することができない」こともありうる。そのような場合、証明責任はそれぞれの主張を行なう側にあるのであり、「特定の主張が、それが依拠した事実と思われるものについて証明がなされなかったという理由で退けられても、それは反対の主張が支持されるということにはならない」（国境紛争事件〔ブルキナファソ／

マリ] 判決参照。I.C.J. Reports 1986, pp. 587–588, para. 65) ののである。ただし、これは、各当事国が自らの主張を証明する責任があるという意味である限り、先の規則に反するというわけではない<sup>(11)</sup>。合意付託がほとんどである領域紛争の裁判では、原告と被告という立場の違いは明確ではないということも、これに関係しているであろう。むしろここで重要なのは、領域紛争をめぐる裁判の場合、各当事国の主張は、ある法律行為が有効であるとの推定からそれに反対する側にその旨の証明責任が課される（国境地区の主権に関する事件判決参照。I.C.J. Reports 1959, p. 217）というような関係にあるのではなく、当事国のいずれかが自らの主張に失敗しても、それが相手方当事国を有利にするわけではないということである<sup>(12)</sup>。

また、事件に関連する証拠について、領域紛争や国境画定紛争では、領域の帰属や割譲に関する条約・地図・関連文書のほか、実効的支配に関係するさまざまな記録文書が両当事国より提出される。各当事国の主張を根拠づける証拠は、事案によって11世紀にまでさかのぼることになり（マンキエ・エクレオ事件判決参照。I.C.J. Reports 1953, p. 53）、事実の認定だけでも莫大な量の記録の精査を要する場合もある。また古い文書が問題となるだけに、そうした文書が真正なものかどうか問われることもないわけではない（カタルとバーレーンの間の海洋境界画定・領土問題事件命令参照。I.C.J. Reports 1999, pp. 3–8）。

裁判所は提出された証拠に基づき、いずれの当事国の主張が説得的かを判断するが、いずれか一方の当事国が自らの主張に失敗したからと言って、自動的に相手方当事国の主張が受け入れられることにはならない。競合する請求のいずれが正当かを決定するのは、膨大な証拠を含む訴答書面と口頭弁論を通じた当事国の主張内容を吟味する裁判所の役割なのである。

### ③ 第三国との関係

領域権原とは特定の地域を国家が法的に取得できる根拠またはその証拠であるが、これによって国家は自国領域の帰属とそこでの属地的な管轄権を行使することができ、また、そのような帰属や管轄権の行使を他国一般に対しても有効に対抗できることになる。国家はこうした対世的な効力を有する有効な領域権原により当該権原にかかる領域を自国領域として所有することを国際社会全体に対して有効に主張できるのである。

このようにして国家が取得する領域は客観的存在として第三国に対し対世的効力を有するが、第三国が領有を主張している地域に二国間で国境画定に関する合意を行なった場合には、必ずしもこの合意が当該第三国に対抗可能というわけではない<sup>(13)</sup>。だが、実際の領域紛争は、多くの場合、二国間で争われる。そしてICJに付託される領域紛争も、一方的付託であれ合意付託であれ、これまで二国間紛争として定式化されてきた。確かにICJの制度上は、規程第62条により、問題が二国間紛争として付託されても、第三国がその手続に関与できる訴訟参加制度が備えられてはいるが、領域問題で訴訟参加国も判決に拘束される当事者として参加した事例はこれまでない。領土・島及び海洋境界画定事件でニカラグアがフォンセカ湾の法的地位に関連して訴訟参加は認められたが、当事者となったわけではない（I.C.J. Reports 1990, pp. 135–136, para. 102）。

ICJでは3カ国以上が領有権を争う問題をまとめて裁判で解決するというような実行は今

のところ存在しない。そのような場合には裁判外での交渉により別途処理が話し合われることになる。同様に、国境画定の問題についても、二国間の国境線の延長が第三国との境界線と交わる場合、訴訟当事国がこの三国交点まで国境線の画定を裁判所に求めるのであれば当該第三国が訴訟参加する可能性は出てくるが、現実にはそのような付託事項はこれまでにない<sup>(14)</sup>。国際裁判は、少なくとも領域問題についてはあくまでも二国間の紛争を処理するフォーラムとして機能しているのである。

### (3) 判決後における紛争の平和的解決の実現

#### ① 判決の効力とその実施

裁判所の判決は問題の事件に限って当事国のみを拘束する。また判決は最終的なもので、上訴が認められることはない<sup>(15)</sup>。ICJには判決を強制的に履行させる制度がないため、判決の履行は当事国の任意の行動に依存せざるをえないが、実際には多くの場合、判決は比較的良好に履行されており、これは領域問題についても——両国間の合意まで時間がかかるが——あてはまる<sup>(16)</sup>。

ただし、問題の領域について権原を否定された側が実効的支配を確立しており、さらに住民もそこに多く存在するというような場合には、判決が必ずしも円滑に履行されるわけではない。また国境線の画定についても、判決後に両当事国が専門家により構成される委員会を設置し、判決の内容に沿って具体的な線引きを行なってこれに合意するのが通常であるが、そこでの線引きが両当事国にとってすぐに満足のいくものとなるかどうかはまた別の問題である。たとえばカメルーンとナイジェリアの間の陸地及び海洋境界事件判決(2002年)で当時ナイジェリアが実効的に支配していたバカシ半島がカメルーン領と判断されたのを受けて、ナイジェリアの軍隊が同半島からの撤退を完了したのは2008年8月であった<sup>(17)</sup>。さらに同事件での国境線の線引きについて、国連の支援を得て両国の混合委員会が作業をほぼ完了したのは2013年4月のことであり、これに続いて同年8月ようやくバカシ半島が正式にカメルーンに移管されたのである<sup>(18)</sup>。

#### ② 判決履行への裁判所の関与

このように、法的拘束力ある裁判所の判決によってすぐに紛争が解決し平和が実現するとは限らない。ニカラグアとコスタリカの間では国境紛争に関連する事件がいくつもICJに付託されており(航行及び関連する権利紛争事件、国境地域におけるニカラグアの活動事件、サンファン河沿いのコスタリカ領における道路建設事件)、両国間の国境をめぐる対立が1度の判決では解決できるようなものではないことをうかがわせる。場合によっては、タイとカンボジアの間の対立のように(プレア・ヴィヘア寺院事件1962年判決の解釈請求事件仮保全措置指示命令参照。I.C.J. Reports 2011, pp. 550-551, paras. 53-56)、裁判所が判決を下してしばらく後に、両国間で武力衝突を伴って紛争が再燃することさえありうるのである。

国家間での対立の解消過程は、当事国間の交渉によって開始し、交渉によって終了するのであり、国際裁判は、当事国が合意により対立を最終的に解消するまでの間、法律的紛争の法的解決という一部の役割を演じるにすぎない。これは領域紛争の場合も同様であり、裁判所はそのような過程において他の手段と接合することもある。たとえば国境画定紛争

の場合、判決主文において、国境線画定のための委員会を構成する委員の任命を予定するような実行が現われているのは注目に値しよう（国境紛争事件〔ブルキナファソ／マリ〕判決〔*I.C.J. Reports 1986*, p. 650, para. 179〕および国境紛争事件〔ブルキナファソ／ニジェール〕判決〔*I.C.J. Reports 2013*, p. 1, para. 114〕参照）。

裁判所は、法適用機関としては国際法規則の厳格な適用を要請されるが、他方、法解決機関としては当事国双方に受諾可能な解決策の提示が求められる。当事国間の対立の法的側面を解決するという役割の部分性からすると、裁判所がその対立の全体像を考慮して判決を下すことは十分に考えられる。領域紛争においては、それはどのように実現されるのであろうか。

## 2 国際裁判における領域紛争の動態的解決

### (1) 領域紛争に関連する国際法規則と裁判におけるその適用

#### ① 領域権原の様式と現実の紛争処理

従来、先占、時効、割譲・併合、添付、そして歴史的には征服が領域権原にあたりとされてきた。もっとも、こうした領域の取得方式（様式的権原論）は、領域取得のための国家実行としては出発点となりうるが、ひとたびある領域をめぐる領域権原の主張が競合する事態が生じれば、これら権原自体がそうした事態を解消するための法的基準を提供することは難しい。上記のような領域の取得方式は規範的な性格を有するモデルというよりは、領域取得という事実の描写を表わすものにとどまり、それ自体が実定法上の位置づけを与えられているわけではないためである。それゆえ実際にも、問題となった領域の帰属を決定するに際して紛争を付託された裁判では、上記のような様式的権原が根拠とされることはなかった<sup>(19)</sup>。各紛争当事国が自国の領有の根拠として援用する領域権原が決して絶対的なものではないからこそ、権原が競合して領域紛争が発生するのであり、結局、裁判ではそれぞれが主張する権原は相対的にいずれが優位にあるかとはしか判断できないのである。ここでは、現実の裁判が領域紛争を処理する際に用いた基準につき、紙幅の制約から、以下の点のみ確認しておきたい<sup>(20)</sup>。

第1に、様式的権原論に代わり国際裁判で用いられてきたのが、パルマス島事件仲裁裁定で定式化された「継続的かつ平穏な主権の表示」アプローチであり、この「主権の表示」を証明するために、条約解釈や国家実行、関係国による承認・黙認などさまざまな要素が裁判所により考慮されてきたということである。しかもこの「主権の表示」アプローチは、権利の存在と法の発展を結び付ける動態性を内包していることから、国際法規則の発展に伴い、その影響を受けることは必至であった。第2に、植民地独立を契機とした領域紛争の発生という事態に対応して、ウティ・ポシデティス・ユuris（*uti possidetis juris*、現状承認の原則）やエフェクティヴィテ（*effectivités*）といった原則や概念が利用され、新たな領域法の形成が認められるに至った。その端緒は国境紛争事件（ブルキナファソ／マリ）判決であり、このいわゆる「ブルキナファソ＝マリ事件パラダイム」がその後の判例に大きな影響を与えているということである。

これら「主権の表示」アプローチにせよ、「ブルキナファソ＝マリ事件パラダイム」にせよ、さまざまな考慮要因を内包した基準であることから、裁判所が、具体的な事件におけるそれぞれの要素の認定も含め、裁量的判断を行ないやすい状況が整えられている。それは、領域紛争の解決が当事国の合意によるほかない以上、そのような結果をもたらすような判断を裁判所が行なうことが不可避だとすれば、当事者の合意に至るような判断を行なうには上記アプローチや「パラダイム」は裁判所にとって好都合となるということでもある。

## ② 領域紛争の解決における国際裁判の役割

裁判所は、関連する条約を解釈・適用したり、当事国の実行を検証したりして、問題の領域がいずれの国に帰属するのか、あるいは国境線はどこに存在するのかということを確認する。その意味で、裁判所の判決は、本来存在するものを確認する効果にとどまるのであって、新たに何かの権利を創設する効果を有するわけではない（領土・島及び海洋境界紛争事件裁判部判決参照。I.C.J. Reports 1992, p. 419, para. 97）<sup>(21)</sup>。

もっとも、領域紛争に関する判決に確認的効果しかないと言えらるかどうかにについてはやや注意を要する。最近の領域紛争をめぐる裁判においては、具体的に領域の帰属を判断する際にさまざまな要因が考慮され、裁判所が、紛争解決のためにこれら要因を比較検討して、当事国が受諾しやすいような判断を提示する傾向があるからである。さらに、国境紛争事件（ブルキナファソ／マリ）判決のように「衡平」概念が国境線の画定にあたって導入される事例もあり（I.C.J. Reports 1986, pp. 567-568, paras. 27-28）、そのような場合には裁判所の判断にあたってさらに裁量の範囲が広くなるとともに、判決も権利を創設する効果をもちうるようにも思われる<sup>(22)</sup>。確かに裁判所は、同事件判決後は領域問題への「衡平」概念の導入について慎重であり、法外の基準である「衡平と善」（*ex aequo et bono*）の適用と誤解されないよう、法を厳格に適用することにより結果の予測可能性を確保しようとしているようにもみえる。だが、ICJの判断は、これからみるように、実際には両当事国に譲歩と妥協を迫る「和解的」解決が多いのである<sup>(23)</sup>。

## (2) 裁判所による「和解的」解決の試み

### ① 解決内容の最近の傾向とその背景

最近のICJの判例では、いずれかの側のみが一方向的に勝訴するような内容の判決が下されることはほとんどない。むしろ、これは、合意付託の場合に紛争主題をどのように定式化するかにかかっているととも言える。実際にも、唯一の島の帰属が問題となる場合のように、裁判所の判断が当事国のいずれかの勝訴に限定される事例もないわけではない（カシキリ／セドゥドゥ島事件判決参照。I.C.J. Reports 1999, p. 1108, para. 104）。逆に、帰属が問題となる島や領域が複数存在するような場合には、それだけ裁判所の判断について選択肢が広がるということにもなる。

当事国のいずれの主張にも与せず、その中間的な判断を行なう例は過去の仲裁裁定でもみられたが、そこでは外交上の解決を視野に入れて、妥協的な国境線などが示されてきた<sup>(24)</sup>。領域紛争をめぐる今日の国際裁判でも、領域帰属や国境線画定に関する法的な基準を適用

するかたちで「和解的」な解決策が裁判所により提示されている。当事国の合意によって領域や国境線がいくつかの区域に分けられることが多いが、その場合に、それぞれの区域ごとに当事国の主張とは異なる領域範囲の帰属の認定や国境線の画定が行なわれたり、あるいは各区域で一方の当事国の主張を容認しながら、全体として双方にとって均衡のとれた判断が下されたりするのである。

たとえば、国境紛争事件（ブルキナファソ／マリ）で特定事件裁判部は、問題の領域の東側3分の1ほどについてブルキナファソが主張する国境線を認めつつ、残りの地域については裁判部独自の国境線を展開し、特に西側3分の1はマリの主張に近いところを通るようにして、両当事国に受け入れやすいバランスのとれた判断を下すよう心がけた（*I.C.J. Reports 1986*, pp. 649–650, para. 179）。また国境紛争事件（ベナン／ニジェール）でも、最大の係争地であったレテ島はニジェールに帰属する一方、メクル川区域の国境線画定ではベナンに有利な判断が特定事件裁判部により下されている（*I.C.J. Reports 2005*, pp. 150–151, para. 146）。最近の国境紛争事件（ブルキナファソ／ニジェール）でも、4つの区域について当事国のいずれかに有利な国境線が認められ、全体として両当事国に受け入れられやすい判断がなされた（*I.C.J. Reports 2013*, p. \_\_, para. 114）。

また、複数の島や陸地の帰属が紛争主題である事件でも、一部に例外があるとはいえ（リギタン・シパダン事件判決および領土・海洋紛争事件〔ニカラグア対コロンビア〕判決参照。*I.C.J. Reports 2002*, p. 686, para. 150; *I.C.J. Reports 2012*, p. \_\_, para. 251）、両当事国に問題の領域を配分する判断が下されることが多い。カタール対バーレーン事件では、最大の争点であったハワール諸島のほか、キタ・ジャラーダ礁はバーレーンに帰属し、そのほかのズバーラ、ヤナン島、ファシュト・アド・ディバルはカタール領となった（*I.C.J. Reports 2001*, pp. 116–117, para. 252）。ペドラ・ブランカ事件では、ペドラ・ブランカ（島）はシンガポール領、ミドル・ロック（岩）についてはマレーシア領とし、サウス・レッジ（低潮高地）はその所在する領海の国に帰属するとした（*I.C.J. Reports 2008*, pp. 101–102, para. 300）。

当事国双方に受け入れ可能な結果に裁判所が配慮したわけではないように思われる事例でも検討の余地がある。領土紛争事件（リビア／チャド）でICJはチャドの主張をほぼ全面的に認める判断を下したことから（*I.C.J. Reports 1994*, p. 40, para. 77）、この判決で裁判所は「和解的」な判断の傾向を放棄したとの意見もあるが、リビアの軍事占領政策に対する裁判所の対応というこの事件の特殊な文脈に留意しなければならない<sup>(25)</sup>。またカメルーン対ナイジェリア事件判決は、最も注目されたバカシ半島の帰属問題でカメルーン領と認定したことから（*I.C.J. Reports 2002*, pp. 454–458, para. 325）、一見したところ、カメルーン勝訴と受け取られるけれども、同半島北部の国境線に関係する17の区域ではナイジェリアの主張が認められたところも多く、チャド湖からバカシ半島までの国境線では相対的にナイジェリアに有利な判断が下ったとの見方もあり、バカシ半島の帰属もあわせて（そしておそらくは海洋境界線も考慮に入れて）「和解的」な解決が試みられたという評価も可能であろう<sup>(26)</sup>。

## ② 訴訟過程における裁判所の手続的志向

裁判所による「和解的」解決は、訴訟過程における手続的な規律を通じて正当な実体的

判断として現われる。そうした公正な手続は、当事国の意向を尊重しながらも、裁判所のイニシアティブで進められる<sup>(27)</sup>。

(a) 紛争主題の範囲の確定

紛争の付託に際しては、一方的付託の場合には原告となる国が裁判所に提起する請求のなかで紛争主題を明確にするのに対し、合意付託では付託に先立って結ばれるコンプロミー（compromis、付託合意）において紛争主題が明記される。一方的付託の場合には原告側が自国に有利な紛争主題を定式化することから生じるが、合意付託の場合にも自国に有利な紛争主題を入れ、逆に不利なものはその範囲から外す力学が働きやすい。コンプロミーでどのような紛争主題が付託されるかは当事国にとってみれば死活的とも言えるのであり、それゆえコンプロミーの作成には十分な注意が払われなければならないのである<sup>(28)</sup>。

裁判所が扱う紛争主題の範囲について最初に提起するのは当事国であるが、当事国間でその範囲につき対立がある場合、これを決定するのは裁判所の役割である。そして裁判所は、そうした手続上の決定自体とともに、紛争に関する実体的判断と当事国間の対立を視野に入れて紛争主題の定式化を行なうのである<sup>(29)</sup>。

(b) 裁判所の手続的規律による争点の多元化

領域紛争が一方的付託で裁判所に係属する場合、原告が定式化した請求のみに注目して手続を進めることは、被告にとって実体面で不利な立場になりかねず、先決的抗弁の提起や管轄権欠如の主張により裁判所は請求認容か請求却下かという二者択一を求められることが考えられる。これも原告に対する反撃の側面を有し、訴訟プロセスを活性化させる意義は有するが、あくまでも原告の請求を斥けるという消極的な対応にとどまることは否定できない。特に領域問題の特徴である各当事国による権原主張の必要性という観点や、当事国による判決の受諾と紛争の最終的な解決の要請からすると、被告の側からも係争地域に対する権原の主張等を積極的に行なうことが求められるのである。

これに関連して被告の積極的主張を取り上げる付随手続としては、ICJでは反訴制度が挙げられる。反訴とは本訴に関連して被告が原告に対して訴えを提起するもので、受理されれば本訴と併合して審理され、被告の請求の追加により争点が増加することになる<sup>(30)</sup>。

また、原告と被告の地位を相対的に考えるという点で最近の興味深い手続としては、コスタリカとニカラグアの間での2つの紛争——国境地域におけるニカラグアの活動事件とサンファン河沿いのコスタリカ領における道路建設事件——がICJにより併合された事例がある。これら2つの事件では原告と被告の立場が入れ替わっており、ニカラグアが両事件の併合を求め、裁判所は2つの事件の係争地域や問題となる関連事実等が同じであることを理由に、適切な裁判運営の原則と訴訟経済の必要性の観点から両事件の併合を認めたのである（*I.C.J. Reports 2013*, p. 1, para. 24）。ただし裁判所は、同一の事件により複数の訴訟が提起されたからといって自動的にこれらを併合するわけではない<sup>(31)</sup>。事件の併合について規定する裁判所規則第47条は、この点につき裁判所に広範な裁量を与えているからである。いずれにせよ本件は、原告または被告のいずれか一方が共通する複数の事件が併合されるのではなく、争点ごとに原告と被告の立場が入れ替わるかたちでひとつの事件に併合され、これ

を当事国の一方の反対を押し切って裁判所が認めたという点で注目に値する。

反訴の受理にせよ、事件の併合にせよ、それにより原告と被告の立場が相対化されるとともに、結果としてひとつの事件のなかで争点が増えることになる。このことは、当事国のいずれかが一方的に勝訴する可能性を減少させ、両当事国にそれぞれの主張を部分的に認めることによって「和解的」な解決を目指す環境を整備することにつながる。重要な点は、それを裁判所が自ら訴訟過程で手続的規律により進めることが可能であるということである。

(c) 時間的要素の裁量的考慮

裁判所は、条約や関連文書、権原を取り上げ、これを解釈・適用して領域紛争を解決することになる。その過程では、領域問題が長期間にわたる性格を有することもあり、時間的要素を含む諸規則が関係してくる。

たとえば決定的期日は、国家が主権者として行なった行為が、問題となる領域紛争において、特に有効なエフェクティヴィテとして評価可能かどうかを判断する時間的基準となる。「当事国間の紛争が結晶化された日」が決定的期日であり、裁判所は「その日以降に行なわれた行為を考慮することはできない」(リギタン・シパダン事件判決参照。I.C.J. Reports 2002, p. 682, para. 135)。決定的期日は、それ以降の国家の行為に証拠としての価値を認めない機能をもつことになるのである。そのため、決定的期日がいつとなるかは、場合によっては問題となる領域の帰属の帰趨にかかわる重要な要因と言えよう。

もっとも、この機能の行使は必ずしも厳格なものではない。同判決によれば、上記のような行為は、「それまでの行為と通常の継続性を有し、かつ当該行為に依拠する当事国の法的立場を改善する目的で行なわれてはいない場合」には考慮されうるという (ibid)。決定的期日後の行為の考慮は、決定的期日前の当事国の法的立場を変えず、その際の事実を確認するものに限られるなど、一定の条件のもとで裁判所により柔軟に行なわれるのであり、また実際にもそのように理解されてきたのである<sup>(32)</sup>。

決定的期日に関しては、両当事国が紛争の結晶化した時点について合意していればそれが尊重されるが (ペドラ・ブランカ事件判決参照。I.C.J. Reports 2008, p. 28, paras. 30-31)、争いがある場合には裁判所がこれを判断することになる。そして裁判所は、そのように認定した決定的期日に照らして、有力と思われる証拠をできる限り多く斟酌できるように、その前後の行為を考慮に入れて解決の可能性の幅を広げようとするのである。たとえば決定的期日である独立日を超えて「植民地独立後のエフェクティヴィテ」にあたるような行為も参照される場合がある (国境紛争事件 [ベナン/ニジェール] 判決参照。I.C.J. Reports 2005, p. 109, para. 27)。こうしたことが可能なのは、決定的期日の機能が具体的な事案においては裁判所により柔軟に適用されているためである<sup>(33)</sup>。

また、問題となる事態や行為はその時点で有効であった国際法の規則に照らして評価されるという時際法の理論も関係してくる。もっとも、それは、ある時点でそうした評価を固定するというのではなく、パルマス島事件仲裁裁定が指摘したように (R.I.A.A., Vol. II, pp. 845-846)、権利の創設と権利の存続との区別を前提として、権利の存続、すなわち領域紛争

場合には領域主権の継続的表示が法の発展により要求されるさまざまな条件に従わなければならないとする。このような動態的な規則の適用により、過去の権原取得の事例であれ、その存続には関連する国際法規則の発展を考慮しなければならず——武力行使禁止原則に伴う権原としての征服の否定や人民の自決権に合致した領域主権の行使の必要性<sup>(34)</sup>——、裁判所による判断のための要素がそこでは付け加わることになるのである。ICJは、こうした時際法の理論を踏襲しつつ、その柔軟性に着目して、事案に応じて、法関係の安定性を優先し、あるいは逆に法の発展を強調していると言われる<sup>(35)</sup>。ここでも、裁判所が適切と考える実体的判断に導きうるような手続上の方策が用意されているのである。

## おわりに

これまで、ICJに領域紛争が付託される条件ならびに領域紛争がICJの判断に影響を与える要素、領域紛争をめぐるICJの実体的判断の内容とその手続的手法を概観してきた。最後にそこから導き出しうる特徴をいくつかまとめておこう。

第1に、裁判所は、自らの判決が両当事国に受諾されうるような実体判断を形成する傾向があるということである。その背景には、問題となる紛争が国家主権にかかわるため、領域や国境線の安定を介して平和を保つために確定的な解決策を提示しなければならず、しかもそれが両当事国に受け入れられやすい内容を伴っていることが必要だということがある。自らの紛争解決機能をより重視するこうした立場から、裁判所は、領域帰属や国境画定に関する基準を判例上発展させ、これに従ってその考慮要素の選択とそれを支える事実の認定につき、具体的事案の性質に応じて柔軟に対処しているのである。

第2に、裁判所による実体判断の形成には訴訟過程における手続的規律が少なからぬ役割を演じている。それは、裁判所が積極的に訴訟過程で手続的規律を行使し、自らが適切と考える実体判断の形成に導きうるような環境を整備するところに表われていると言えよう。事案の性質によっては、紛争主題の範囲の特定や、反訴請求の容認、事件の併合等を通じて係争点を複数化させることで、両当事国が少なくとも部分的には勝訴できる「和解的」解決の提示が可能となるからである。こうした裁判所の実体面での判断と手続面での訴訟指揮との不可分性とその相互作用は、領域紛争という、「脱政治化」されたはずとはいえ、当事国にとっては機微な問題に対処する裁判所の方策のひとつなのである。

こうした裁判所の動きは独善的に行なわれるというわけではなく、むしろ訴訟当事国側からの行動に対応するかたちをとっていることに注意すべきであろう。そうであるならば、(潜在的)訴訟当事国は、領域紛争の特徴とそれに対応する裁判所の動向をきちんと把握しながら、国際裁判と自国の領域紛争の関係を確認しておく必要がある。

たとえば1つの島の領有を争うような事例だと、裁判に付託された場合はいずれかの当事国のみ勝訴となりやすく、相当程度「脱政治化」され、影響の少ない係争点として定式化されない限り、少なくとも問題の島を実効的に支配している側はそうした手続に応じることはないであろう。逆に、主たる論点をシングル・イシューとして問題提起するのではなく、それとともに別の論点も導入することにより、両当事国間で、一部の主題での勝敗に対して

他の主題でそれを補償するような解決が行なわれるという可能性も開かれるとすれば、裁判所もそれに応じた「和解的」解決を打ち出しやすくなる。また、複数の島の帰属を紛争主題とするのであれば、裁判所がすべての島の帰属を一方の側に認めることは、それに対する補償的な解決を提示できる余地がないと、低い可能性にとどまることになるだろう。

いずれにしても、これらは関係当事国間の交渉過程であらかじめ話し合われるべき事項であり、裁判はその延長線上の1つの選択肢にすぎない。そして、その結果として紛争が付託された裁判の判決も、最終的合意に向かって両当事国間で行なわれる交渉の重要な出発点となる。訴訟当事国と裁判所との間の「対話」は、付託された紛争に関する訴訟手続の間だけに限られるのではなく、紛争の最終的な解決に至るプロセス全体をその射程においているからである<sup>(36)</sup>。

- (1) 領土・島及び海洋境界紛争事件1992年判決の再審請求事件判決(2003年)、国境紛争事件(パナマ/ニジェール)判決(2005年)、カリブ海における領土・海洋紛争事件(ニカラグア対ホンジュラス)判決(2007年)、ペドラ・ブランカ他に対する主権事件(マレーシア/シンガポール)判決(2008年)、航行及び関連する権利紛争事件(コスタリカ対ニカラグア)判決(2009年)、領土・海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア)判決(2012年)、国境紛争事件(ブルキナファソ/ニジェール)判決(2013年)であり、係属中は、国境地域におけるニカラグアの活動事件とサンファン河沿いのコスタリカ領における道路建設事件(これら2件は併合審理)、プレア・ヴィヘア寺院事件1962年判決の解釈請求事件(カンボジア対タイ)、そして太平洋へのアクセスの交渉義務事件(ボリビア対チリ)である。以下で取り上げるICJの裁判例ほかの情報も含め、ICJのウェブサイト参照(<http://www.icj-cij.org/>)。
- (2) ただし、合意付託の場合でもいかなる事項が裁判所により扱われる「紛争」に含まれるかは別途問題とはなりうる。国境紛争事件(ブルキナファソ/ニジェール)では、両国により設置された合同技術委員会が画定した国境線も裁判所の判決主文に入れるよう求めたブルキナファソの最終申立に対して、ICJは、両国とも上記国境線に関しては紛争の存在を認めていないこと等を理由に、付託時に紛争は不存在であったとしてその主張を退けた。*I.C.J. Reports 2013, p. 1, paras. 35–59.*
- (3) 小寺彰「領土紛争とは? 国際司法裁判所の役割とは?——尖閣諸島をとくに念頭において」、孫崎享編『検証 尖閣問題』、岩波書店、2012年、103–104ページ参照。
- (4) J. G. Merrills, “The International Court of Justice and the Adjudication of Territorial and Boundary Disputes,” *Leiden Journal of International Law (Leiden J.I.L.)*, Vol. 13 (2000), p. 876.
- (5) もちろん日本のように、領土問題を抱えながら、その点での留保を付さずに選択条項を受諾する国もないわけではない。領有権を主張する問題の領域について相手国が実効的支配を行なっている場合に、外交上の手段としてICJへの一方的付託の可能性を残しておくことは、別の紛争について一方的に訴えられる危険にも配慮したうえでの政策上の選択の問題である。
- (6) M. Virally, “Le champ opératoire du règlement judiciaire international,” *Revue général de droit international public (R.G.D.I.P.)*, tome 87 (1983), p. 309.
- (7) D. Bardonnet, “Les frontières terrestres et la relativité de leur tracé (problèmes juridiques choisis),” *Recueil des Cours de l’Académie de Droit International de la Haye (R.C.A.D.I.)*, tome 153 (1976-V), p. 71.
- (8) 奥脇直也「武力紛争と国際裁判——暫定措置の法理と機能」、村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』、東信堂、2004年、806ページ参照。
- (9) M. G. Kohen, “Règlement territorial et maintien de la paix,” in Ph. Weckel (dir.), *Le juge international et l’aménagement de l’espace: la spécificité du contentieux territorial*, Pedone, 1998, p. 224

- (10) M. Benzing, “Evidentiary Issues,” in A. Zimmermann, Ch. Tomuschat, K. Oellers-Frahm, and Ch. J. Tams (eds.), *The Statute of the International Court of Justice. A Commentary, Second edition*, Oxford U.P., 2012, p. 1245.
- (11) A. Riddell and B. Plant, *Evidence before the International Court of Justice*, British Institute of International and Comparative Law (BIICL), 2009, p. 90.
- (12) R. Rivier, “La preuve devant les juridictions interétatiques à vocation universelle,” in H. Ruiz Fabri et J.-M. Sorel (dir.), *La preuve devant les juridictions internationales*, Pedone, 2007, pp. 21–22.
- (13) H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice. Fifty Years of Jurisprudence*, Vol. I, Oxford U.P., 2013, pp. 559–560.
- (14) G. Gonzalez, “Règlement territorial et effets à l’égard des tiers,” in Ph. Weckel (dir.), op. cit., p.179.
- (15) ただし ICJ には再審制度があり、決定的な新事実が判決後に判明した場合には当該判決の再検討が行なわれる。領土・島及び海洋境界紛争事件でエルサルバドルが1992年判決につき再審を求めたが、請求は受理されなかった (*I.C.J. Reports 2003*, p. 411, para. 60)。また、スペイン王仲裁裁定事件や1989年7月1日仲裁裁定事件のように、仲裁判断を不服として一方の当事国が ICJ に事実上の再審を求める事例もみられるが、ICJ はいずれも仲裁裁定を有効と認めてその申立を斥けている (*I.C.J. Reports 1960*, p. 217; *I.C.J. Reports 1991*, pp. 75–76, para. 69)。
- (16) C. Schulte, *Compliance with Decisions of the International Court of Justice*, Oxford U.P., 2004, p. 271.
- (17) SG/SM/11745-AFR/1737, 14 August 2008 (<http://www.un.org/News/Press/docs/2008/sgsm11745.doc.htm>).
- (18) “UN-backed Panel on Cameroon-Nigeria Border Demarcation Concludes Latest Session,” *UN News Centre*, 26 April 2013 (<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=44773&Cr=cameroon&Cr1=nigeria#>); SC/11094-AFR/2680, 15 August 2013 (<http://www.un.org/News/Press/docs//2013/sc11094.doc.htm>).
- (19) G. Distefano, “The Conceptualization (Construction) of Territorial Title in the Light of the International Court of Justice Case Law,” *Leiden J.I.L.*, Vol. 19 (2006), p. 1048.
- (20) 詳しくは、許淑娟『領域権原論——領域支配の実効性と正当性』、東京大学出版会、2012年、参照。本特集での許論文および深町論文も参照せよ。
- (21) ただし、仲裁などで裁判所に国境線を決定する権限を当事国が認めるのであれば、そうした裁定自体が領域主権の取得方式のひとつとして認められるという。R. Y. Jennings, *The Acquisition of Territory in International Law*, Manchester U.P., 1963, p. 13.
- (22) H. Post, “Adjudication as a Mode of Acquisition of Territory? Some Observations on the Iraq-Kuwait Boundary Demarcation in Light of the Jurisprudence of the International Court of Justice,” in V. Lowe and M. Fitzmaurice (eds.), *Fifty Years of the International Court of Justice. Essays in honour of Sir Robert Jennings*, Cambridge U.P., 1996, p. 247.
- (23) G. Giraudeau, *Les différends territoriaux devant le juge international. Entre droit et transaction*, Nijhoff, 2013, p. 223.
- (24) G. Distefano, *L’ordre international entre légalité et effectivité. Le titre juridique dans le contentieux territorial*, Pedone, 2002, pp. 464–465.
- (25) G. Giraudeau, op. cit., p. 171.
- (26) H. Ruiz Fabri et J.-M. Sorel, “Chronique de jurisprudence de la Cour internationale de Justice—Frontière terrestre entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria). Arrêt, 11 juin 1998,” *Journal du droit international (J.D.I.)*, tome 126 (1999), p. 878. そのほか領土・海洋紛争事件 (ニカラグア対コロンビア) でも、島はすべてコロンビア領とされたが、海洋境界画定についてはニカラグアの主張もある程度取り入れられており (*I.C.J. Reports 2012*, p. \_\_, para. 237)、全体としては「和解的」解決とみることもできよう。
- (27) ICJ による手続的規律の概要については、酒井啓巨「国際司法裁判所による裁判手続の規律」『自

由と正義』近刊に掲載予定。

- (28) D. Bardonnet, “Quelques observations sur le recours au règlement juridictionnel des différends interétatiques,” in J. Makarczyk (ed.), *Theory of International Law at the Threshold of the 21st Century. Essays in honour of Krzysztof Skubiszewski*, Nijhoff, 1998, p. 748.
- (29) 一方的付託の事例であるカタール対バーレーン事件で裁判所はズバーラの領有問題を紛争主題に含めるよう当事国に求めた (*I.C.J. Reports 1994*, pp. 123–125, paras. 31–38)。また合意付託の場合でも、国境紛争事件（ベナン／ニジェール）において、ニジェール川区域の橋の上の境界画定やメクル川区域の境界画定が紛争主題となることを確認している (*I.C.J. Reports 2005*, pp. 141–142, paras. 119–125)。
- (30) カメルーン対ナイジェリア事件では、ナイジェリアが反訴を提起して受理された (*I.C.J. Reports 1999*, pp. 983–986)。他方、国境地域におけるニカラグアの活動事件で被告ニカラグアが反訴を提起したが、裁判所はこれを受理しなかった (*I.C.J. Reports 2013*, p. 2, para. 24)。
- (31) S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court, 1920–2005* (Fourth Edition), Vol. III, Procedure, Nijhoff, 2006, p. 1214.
- (32) D. Bardonnet, “Les faits postérieurs à la date critique dans les différends territoriaux et frontaliers,” in *Le droit international au service de la paix, de la justice et du développement. Mélanges Michel Virally*, Pedone, 1991, pp. 53–78.
- (33) G. Giraudeau, op. cit., pp. 422–428.
- (34) M. G. Kohen, *Possession contestée et souveraineté territoriale*, Presses Universitaires de France, 1997, pp. 186–187.
- (35) A. Abou-el-Wafa, “Les différends internationaux concernant les frontières terrestres dans la jurisprudence de la Cour internationale de Justice,” *R.C.A.D.I.*, tome 343 (2009), pp. 348–352.
- (36) 酒井啓巨「国際司法裁判所における紛争処理手続——訴訟当事国と裁判所との協働プロセスとして」『国際問題』第597号（2010年12月）、6–20ページ参照。

[付記] 本稿は、科学研究費補助金基盤研究A「国際法の訴訟化への理論的・実践的対応」（研究代表者：坂元茂樹神戸大学教授）による研究成果の一部である。